

商 品 名	自動積立定期貯金												
ご 利 用 いただける方	通常貯金をご利用の方(非居住者の方などゆうちょ銀行所定の方を除きます。)通常貯金1口座につき、自動積立定額貯金と併せて5件の申込みに限られます。												
積 立 期 間	最初の積立日から6年以内												
積 立 回 数	「一般月(毎月)」と「特別月(年6回まで)」を合わせて最高108回まで積み立てられます。												
積 立 日	一般月と特別月の別に自由に決められます。 月により積立日がない場合は、当該月の最終日となります。 積立日が1月1日、2日又は3日に当たる場合は1月4日と、5月3日、4日又は5日に当たる場合は5月6日となります。												
預 入 期 間	預入日から起算して3か月、6か月、1年、2年、3年、4年又は5年 継続預入の取扱いとなります。												
積 立 金 額	1,000円以上、1,000円単位 一般月と特別月の別で積立金額が指定できます。												
積 立 方 法	次の方法で、ご指定の日に通常貯金から振り替えて預入します。 一定額方式：一定額を積み立てる方法 整数倍方式：通常貯金の残高に応じ、一定額の整数倍を積み立てる方法 このサービスを利用する通常貯金については、このサービスの対象としない最低残高の金額を指定することができます。 通常貯金の残高(自動貸付けによる貸付可能額を除きます。)が不足した場合は、その月の積立はできません。 また、1年間連続して積立ができなかった場合(年1回の積立の場合は、2年間)、それ以降の積立は行いません。												
払 戻 方 法	預入期間経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払戻しできます。 預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。												
利 率	預入時の利率を約定利率として預入期間中適用します。 ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに郵便局の窓口に表示する定期貯金の利率を適用します。												
利 子 計 算	1年を365日とする日割計算で、預入期間3年未満は単利、預入期間3年以上は半年複利の方法で計算します。 預入期間2年のものに限り、預入から1年経過後に1年分の利子を預入期間1年の定期貯金へ振り替えて預入します。												
利 子 課 税	20%の源泉分離課税												
預 入 期 間 内 払 戻 利 率	次の利率を目安とします。ただし、預入日の通常貯金利率を下回らないものとします。 <table border="1" data-bbox="384 1464 1417 1697"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>預入日の通常貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>預入期間3年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>預入期間4年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> </table> <p>小数点第3位以下は切り捨てます。ただし、切り捨てた結果0%となる場合には、小数点第4位以下を切り捨てます。</p>	6か月未満	預入日の通常貯金利率	6か月以上1年未満	預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%	1年以上2年未満	預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%	2年以上3年未満	預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%	3年以上4年未満	預入期間3年の定期貯金の約定利率×60%	4年以上5年未満	預入期間4年の定期貯金の約定利率×60%
6か月未満	預入日の通常貯金利率												
6か月以上1年未満	預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%												
1年以上2年未満	預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%												
2年以上3年未満	預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%												
3年以上4年未満	預入期間3年の定期貯金の約定利率×60%												
4年以上5年未満	預入期間4年の定期貯金の約定利率×60%												
付 加 可 能 特 約 事 項	払戻しなどの請求の際、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印鑑照合及び暗証照合を行う取扱い(暗証番号必須取扱い)がご利用いただけます。												
そ の 他	積立金額などは変更することができます。 総合口座(通常貯蓄貯金でご利用の場合を除きます。)で管理する貯金(担保定期貯金)での預入はできません。 継続預入の取扱いをする回数は、預入期間に応じて次の回数を限度とします。 3か月(39回)、6か月(19回)、1年(9回)、2年(4回)、3年(3回)、4年(2回)、5年(1回)												

残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき500円の手数料が必要となります。
 手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。
 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。
 ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,000万円（平成19年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金を含みます。）までとなっています。
 なお、財形定額貯金などは、これとは別枠でご利用いただけます。
 この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子の支払が保証されます。
 この貯金には、自動積立預入規定その他関係規定が適用されます。
 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター	
電 話	0120-108420（通話料無料） 携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます IP電話等一部ご利用いただけない場合があります
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）

ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

全国銀行協会相談室	
電 話	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除く）
U R L	http://www.zenginkyo.or.jp/adr/

平成23年5月6日現在